

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例

平成19年3月30日

条例第15号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 行政文書の公開(第5条—第16条)
- 第3章 審査請求(第16条の2—第19条)
- 第4章 情報公開制度に関する諮問(第20条)
- 第5章 雑則(第21条—第24条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、広域連合事務に関する住民の知る権利を尊重し、公正で開かれた運営の実現を図るため、行政文書の公開を請求する住民の権利を明らかにし、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、地方自治の本旨に即した事務の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に配布又は販売することを目的として発行されるもの
- (2) 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第4条に規定する方法に準ずる方法により、適切な管理を行うものとして広域連合長が指定した施設において、当該資料として当該準ずる方法で管理がされているもの

2 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会、監査委員

及び議会をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、情報の公開及び情報の提供の推進を図り、行政文書の公開制度を円滑に運用するとともに、住民が広域連合事務に関する情報を迅速かつ容易に得られるように情報提供に努めるものとする。

2 実施機関は、行政文書の公開を請求する住民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用に努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の規定により行政文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、権利の濫用にわたらぬよう、信義に従い、誠実かつ適正な公開の請求をしなければならない。

2 この条例の規定により行政文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の理念に反して使用したり他人の権利利益を侵害したりすることのないよう適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の公開

(行政文書の公開を請求できるもの)

第5条 広域連合事務に関し公開を必要とするものは、何人も実施機関に対し当該実施機関の保有する行政文書の公開を請求することができる。

(行政文書の公開義務) (平成19年9月27日一部改正)

第6条 実施機関は、前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別するこ

とはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものそ

の他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると広域連合長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると広域連合長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(行政文書の一部公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離することができるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の公開をしなければならない。

2 公開請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報(特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。

(公開請求の手續)

第10条 公開請求をしようとするものは、当該公開請求に係る行政文書を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 公開請求をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに事業を営む個人及び法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公開請求に係る行政文書の内容
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機

関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求があった日から起算して15日以内に、当該公開請求に対する諾否の決定（以下「諾否決定」という。）を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により諾否決定をしたときは、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前項の場合において、公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むとき（第9条の規定により公開請求を拒むとき及び公開請求に係る行政文書を実施機関が管理していないときを含む。）は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

4 実施機関は、第1項の期間内に同項の決定を行うことができないことについて、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期間を公開請求があった日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に諾否決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に諾否決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について諾否決定をする期限

(事案の移送)

第12条 実施機関は、公開請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において諾否決定をすることにつき正当な理由

があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての諾否決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、第14条の規定による行政文書の公開の実施に関して必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第13条 公開請求に係る行政文書に広域連合以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、諾否決定をするに当たって、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の内容その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1）第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号エ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2）第三者に関する情報が記録されている行政文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

い。

(行政文書の公開の実施)

第14条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに行政文書の公開をしなければならない。

2 行政文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法により行うものとする。

3 公開請求に係る行政文書の公開をすることにより、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書の公開に代えて、当該行政文書を複写したのものにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開との調整)

第15条 他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている行政文書にあっては、当該他の法令等が定める方法（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による公開については、この章の規定は、適用しない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく行政文書の公開に係る手数料の額は、無料とする。ただし、規則で定めるところにより、作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求

(審査請求をすべき実施機関)

第16条の2 諾否決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求は、当該諾否決定又は公開請求に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。

(審査請求の特例)

第16条の3 前条の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

第16条の4 第16条の2の審査請求において行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による交付を受けるものは、神奈川県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例（平成28年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第5号）第2条の規定にかかわらず、規則で定めると

ころにより、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問等)

第17条 第16条の2の規定による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（以下「審査庁」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第3号）第2条に規定する神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、当該諮問に対する答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合。ただし、当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第19条 第13条第3項の規定は、次のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る諾否決定（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 情報公開制度に関する諮問

(諮問)

第20条 実施機関は、行政文書の公開制度の適正な運用に関し、特に必要であると認めるときは、審査会に諮問し、又は意見を求めることができる。

第5章 雑則

(行政文書の管理等)

第21条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成及び保存その他の行政文書の管理に関する必要な事項を定めるものとする。

(情報提供等の総合的推進)

第22条 実施機関は、次に掲げる事項を推進するよう努めるものとする。

- (1) 重要な政策の立案に当たっては、その目的、内容その他必要な事項を公開して広く住民の意見を求めるとともに、政策の決定に当たり当該意見を反映させること。
- (2) 住民が広域連合事務に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策を充実すること。
- (3) 広域連合事務に関する住民の意向をよりの確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動を充実すること。

(運用状況の公表)

第23条 実施機関は、毎年、この条例の運用状況について、一般に公表するものとする。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年9月27日条例第27号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日条例第 6 号） 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 11 条第 1 項の諾否決定（以下「諾否決定」という。）又は同条例第 5 条の規定による公開請求（以下「公開請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた諾否決定又はこの条例の施行前にされた公開請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。